

4月から

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります



介護保険法の改正により「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。この事業は、高齢者がいつまでも住みなれた地域で生活が続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に活かして、要介護状態になることを予防することを目的としています。問い合わせ／長寿いきがい課高齢者福祉担当(内線2677)



■主な変更点

現行(3月まで)

介護給付(要介護1~5)		変更なし
予防給付(要支援1・2)	訪問看護・福祉用具貸与・通所リハビリ など	
	訪問介護・通所介護	
介護予防事業		新事業

変更後(4月から)

介護給付(要介護1~5)		変更なし
予防給付(要支援1・2)		
介護予防・日常生活支援総合事業 【介護予防・生活支援サービス事業】 ○訪問型サービス ・介護予防訪問介護相当サービス(予防給付相当) ・はつらつ生活支援サービス(基準緩和型) ○通所型サービス ・介護予防通所介護相当サービス(予防給付相当) ・はつらつデイサービス(基準緩和型) 【一般介護予防事業】 ○介護予防の健康教室、サロンなど		

NEW

※現行の要支援1・2の方が利用する訪問介護と通所介護は、4月から本市独自のサービスになり、両サービスともに現行と同様の内容である「予防給付相当」サービスと、事業所等の基準を緩和した「基準緩和型」サービスの2種類のサービスを実施します
 ※要支援1・2の認定をお持ちの方で、訪問介護及び通所介護のサービスを利用されている方は、4月以降も有効期間終了までは現行のサービスを利用できます

■利用者負担(利用料)

基準緩和型サービスの基本報酬は、現行の予防給付担当サービスの8割程度とします。加算分や通所型サービスの食費・日常生活費は別途負担となります。

○訪問型サービス(基本報酬)

(例) 要支援1・週1回利用・1割負担の場合

訪問介護相当サービス	1,217円/月
はつらつ生活支援サービス(身体介護を伴わない)	974円/月

○通所型サービス(基本報酬)

(例) 要支援1・週1回利用・1割負担の場合

通所介護相当サービス	1,692円/月	
はつらつデイサービス(サービス提供時間区分)	2.5時間以上~5時間未満	318円/回
	5時間以上~7時間未満	328円/回
	7時間以上~9時間未満	338円/回

■鴻巣市はつらつ介護ヘルパー養成講座 受講生を募集

この講座を修了すると、介護の専門資格をお持ちでない方も総合事業基準緩和型サービス事業所(訪問・通所)の業務に従事することができます。皆さんの力を地域の高齢者の生活支援に活かしてみませんか。

とき/2月8日~3月1日の毎週水曜日、9時~12時(全4回)

ところ/総合福祉センター

対象/市内在住で、市が指定する総合事業の基準緩和型サービス事業所(訪問・通所)への就労を希望する方

定員/30人(定員超えの場合は抽選)

内容/介護保険制度の理解、従事者の心得などの講義及び演習

その他/○全日程受講された方に修了証を発行します ○本講座の修了で、就労を約束するものではありません

申込み・問い合わせ/1月18日(水)~2月1日(水)に直接又は電話で市社会福祉協議会(☎597-2100)

